

長 第 6 5 7 号  
平成 2 6 年 3 月 6 日

各指定居宅サービス事業者  
各指定介護予防サービス事業者  
各指定介護老人福祉施設開設者  
各介護老人保健施設開設者  
各指定介護療養型医療施設開設者  
各老人短期入所施設開設者  
各養護老人ホーム施設長  
各軽費老人ホーム施設長  
各老人福祉センター管理者  
各生活支援ハウス管理者  
各有料老人ホーム施設長  
各サービス付き高齢者向け住宅開設者  
各関係団体の長  
各市町村介護保険主管課長

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
長寿社会課長  
(公印省略)

社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び  
食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について

社会福祉施設等における感染症や食中毒の予防につきましては、平成25年3月にとり  
まとめられた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」等を参考にいただき従  
来より適切な対応をお願いしているところですが、今般の社会福祉施設等におけるノロウ  
イルス感染の集団発生を受け、厚生労働省から感染予防啓発について別添のとおり周知依  
頼がありましたのでお知らせします。

つきましては、厚生労働省通知の内容を十分御了知いただき、ノロウイルスによる感染  
症、食中毒の予防やまん延防止に引き続き努めていただくようお願いいたします。

なお、恐れ入りますが、市町村におかれましては、所管の介護保険事業者に対し周知願  
います。

**【参考】**

高齢者介護施設における感染対策マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>

サービス指導班  
TEL 073-441-2527  
FAX 073-441-2523